

[パートナーシップ構築宣言]

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1 サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援を進めます。

（個別項目）

企業間の連携

お取引先企業の経営支援活動を行う本部スタッフと、お取引先企業の内容を最もよく把握している営業店スタッフが連携し、お取引先企業に対する財務管理手法の改善、経費節減、業務再構築等の助言、債権者への支援要請、経営改善計画の策定支援などを積極的に取り組んで参ります。

○ 販路拡大

地元企業の皆様の新たな販路拡大をご支援させていただくため、ビジネスマッチングで「売りたい」「買いたい」「連携したい」をサポートして参ります。

○ 事業継承・M&A支援

コンサルティング部を拠点とし、M&Aや法律・税務等の専門家と連携して、様々なご相談を通じてお客様の問題解決に向けたお手伝いを迅速かつ適切に対応できるよう態勢を築いて参ります。

健康増進策

ゲートボール大会、ゴルフ大会、ママさんサッカー大会を開催するとともに地元地方公共団体およびスポーツ団体等と協力して、中小企業や住民の皆様の健康増進に貢献して参ります。

2 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

その他

当金庫は、地元の中小企業や住民の皆様が会員となって、お互い助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の金融機関です。金融機能のみならず、お悩み解決に結びつく情報のご提供や専門コンサルティングのご紹介、さらに文化、環境、教育面における社会貢献も視野に入れ、お客様との絆を一層強くして参ります。

2024年4月25日

世田谷信用金庫 理事長 大場 信綱